

岸和田市におけるデジタルを活用した次世代育成及び 地域の未来創造に関する事業連携協定

岸和田市（以下「甲」という。）、株式会社NANKAI（以下「乙」という。）及び株式会社J o s h i n（以下「丙」という。）は、地域の活性化、人材育成及び市民サービスの向上を図るため、相互に連携し、及び協力することについて、次のとおり事業連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、それぞれが有する資源、知識及びノウハウを活用することにより、地域活性化、人材育成、市民交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条（連携事項）

甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力するものとする。

- 1 eスポーツ及びデジタルコンテンツを活用した地域活性化に関すること。
- 2 デジタル人材の育成及びキャリア教育の推進に関すること。
- 3 市民の交流促進及び地域コミュニティの活性化に関すること。
- 4 丙が運営するJ o s h i n岸和田店を含む商業施設その他の地域資源を活用した事業協力に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、三者が必要と認める事項。

第3条（個別事業の内容・実施条件）

甲、乙及び丙は、本協定の趣旨に沿って実施される具体的な事業（以下「個別事業」という。）を実施する場合、その内容、役割分担、費用負担、施設・設備及び人員の提供その他必要な事項について、別途協議の上、書面（電磁的記録を含む。以下同様。）により定めるものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、個別事業の実施に当たり、必要に応じて、それぞれの関係機関、グループ会社その他の関係事業者と連携して事業を実施することができる。
- 3 甲、乙及び丙は、個別事業の実施に当たり、各当事者が保有する知識、ノウハウ、人材、施設その他の資源を活用し、効果的な事業の実施に努めるものとする。
- 4 第1項に定める事項の決定にあたっては、各当事者の事業運営等に支障が生じないよう配慮する。

第4条（情報発信）

甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携又は個別事業について、広報及び情報発信（以下「情報発信等」という。）を行うときは、あらかじめ情報発信等の内容、時期及び方法等を協議するものとする。

第5条（秘密保持）

甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携又は個別事業を通じて知り得た他の当事者の秘密情報を、当該秘密情報を開示した者の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、法令等に基づき開示する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定終了後5年間有効に存続するものとする。

第6条（個人情報の保護）

甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携又は個別事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の適正な取得、管理及び利用に努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携又は個別事業の実施により知り得た個人情報を、本協定の目的以外に利用してはならない。

3 甲、乙及び丙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

甲、乙及び丙は、自ら並びにその役員及び実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、将来にわたってもこれを維持することを確約する。

2 甲、乙又は丙は、他の当事者が前項の規定に違反していることが判明した場合には、何らの催告を要することなく本協定の全部又は一部を解除することができる。

3 前項の規定による解除により解除された当事者に損害が生じた場合であっても、解除した当事者はその責任を負わないものとする。

第8条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による終了の申出がない場合、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組の実施状況その他の事情を踏まえ、協議の上、本協定を終了することができる。

第9条（責任の限定）

甲、乙及び丙は、本協定の締結又は終了それ自体を理由として、他の当事者に対して損害賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。ただし、本協定に別段の定めがある場合又は故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りでない。

第10条（協定内容の変更）

本協定の内容を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、書面による合意をもって変更することができる。

第11条（疑義の解決）

本協定に定めのない事項又は各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

第12条（その他）

本協定は、連携に関する基本的な方向性を確認するものであり、甲、乙又は丙に対し、金銭的負担、人員配置義務、設備提供義務その他法的拘束力を有する義務を負わせるものではなく、個別事業の発注又は受注を約束するものではない。ただし、第5条（秘密保持）、第6条（個人情報の保護）及び第7条（反社会的勢力の排除）については、この限りでない。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年10月28日

甲 所在地 大阪府岸和田市岸城町7番1号

名称 岸和田市

代表者 岸和田市長

【自署】

乙 所在地 大阪府大阪市中央区難波五丁目1番60号

名称 株式会社NANKAI

代表者 代表取締役社長

【自署】

丙 所在地 大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

名称 株式会社J o s h i n

代表者 代表取締役 兼 社長執行役員 CEO

【自署】